

# 『令集解』における「令行事」の再検討

本 庄 総 子

## はじめに

『令集解』は奈良時代中期から平安時代初期にかけての令解釈を集成した私撰注釈書であり、官撰注釈書たる『令義解』の所説のみならず、法家の諸説を並べ収めているため、当時の令の解釈や運用等を知る上で有用な史料として利用されているところである。

『令集解』にかかる研究は、収められている法家の諸説、すなわち令私記に関するものをはじめ、用語法に関するもの<sup>①</sup>、格式との関係を論じたものなど多岐にわたる。中でも令私記については多くの研究があり、その成立年代、作者、解釈の性格などが論じられてきた。これらの研究については、井上光貞氏が著した「日本律令の成立とその注釈書」<sup>②</sup>がいわば集大成として存在する。それ以降、『令集解』の書誌学的研究<sup>③</sup>があり、また索引等が相次い

で発刊されたことで<sup>④</sup>、『令集解』研究は新しい段階に入ったとも言えるが、その一方、『令集解』の構造を論じる研究は一段落をみたごとくである。

しかし、『令集解』、就中、これを構成する令私記の研究については、いまだ不十分な点があるように思う。たとえば、各令私記の差異は、令私記それぞれ固有の性格から論じられることが多く、個々の解釈に具体の差違があった場合、それは大宝令から養老令への移行や、個々の格の施行から説明されるのが常である。社会情勢の変化に注目して令私記の変遷に論及した研究もされている<sup>⑤</sup>が、令私記は、その成立年代に約百年もの幅があり、そしてその時代は、まさに日本の法体系が整えられていく時代と重なりあうものである。令私記の解釈態度の違いにも、こうした法体系の変化が何らかのかたちで現れていると考えられる。本稿は、令行事という『令集解』に頻出する語句に着目することによって、

この変化の一端を明らかにしようというものである。

- ① たとえば、西宮一民『令集解所引「古記」について』（『国語園文』二七—二八、一九五八年）。
- ② 宮城栄昌『延喜式の研究 論述編』（大修館書店、一九五七年）。
- ③ 日本思想体系「律令」（岩波書店、一九七六年）所収。
- ④ たとえば、石上英一『令集解』金沢文庫本の再検討』（『日本古代史科学』、東京大学出版会、一九九七年。初出、一九七九年）、水本浩典『令集解』諸本の系統的研究』（『令集解』写本に関する一考察）（『律令註釈書の系統的研究』、塙書房、一九九一年。初出、一九七九年、一九八〇年）。
- ⑤ 水本浩典・柴田博子・村尾和義編『令集解総索引』（高科書店、一九九一年）、奥村郁三編『令集解所引漢籍備考』（関西大学出版部、二〇〇〇年）。
- ⑥ 押部佳周『日本律令成立の研究』第二部「令注釈書の成立過程」（塙書房、一九八一年）。

## 第一章 令集解における「今行事」

### 1 「今行事」の表記

今行事は、官司内の慣行を指すと言われている。これは、『令集解』所収の各令私記の性格を論じるのに利用されたり、格式成立との関係から論じられたりと、『令集解』に現れる語句の中でも特に多く論及されてきた。今行事は令の規定やその解釈を離れ

て、当時の実情を表すものであるとされているから、律令運営の実態を知るための史料として貴重である。しかし、今行事の定義については先行学説によって相違があるので、まずは今行事の用例を精査し、令の解釈における今行事の位置づけについて明らかにしたい。

『令集解』には、今行事と表記されるものの外に、これに類する語句として、時行事、今時行事などが現れる。また、出現頻度が低く若干様相も異なるが、於今、今行状、今時人、時人、今時、頃年行事などの語句も存する。更に、ただ「行事」とのみ記されているものの中にも今行事に類似するものと認めてよいものがある<sup>①</sup>。本稿では、便宜上、これらを総称するに「今行事」と括弧付きで表記することにする。

「今行事」は相当数に及ぶが、では、異なる表記の語句同士、たとえば今行事と時行事の間で何らかの使い分けはされているのだろうか。「今」と「時」の間に字義上の差異はないものと考えられるが、先行学説には、ここに差異を見いだし、論を展開しているものもある。たとえば、宮城栄昌氏は、今行事と時行事の違いについて、同一法学者が時により漫然と異なった用語を用いたとは思われなるとされ、今行事と時行事の分布や令私記に現れる「今行事」の比較から、今行事に比べて時行事には慣行の時間的

継続性があるように感ぜられるとされた。<sup>③</sup> また中田薫氏は、「今行事」は法例に根拠する関係官司の現行法を指すものであり、もし民間慣習の総括的名称をいうときは、今時、ということにとどまるとして、語句の用法に差異有りと言ぜられた。<sup>④</sup>

管見の限りでは、『令集解』中に今行事は八一例、時行事は四〇例拾うことができる。このうち、今行事六五例、時行事二八例は、四大注釈書と呼ばれる古記、令釈、跡記及び穴記という4種の令私記の中に見られる。そして、古記には今行事四四例、穴記には時行事二一例と、令私記によって用語に偏りがある。<sup>⑤</sup>

古記には1例だけ時行事が現れる（禄令初任官条）。しかしこの時行事だけが、特に時間的継続性がある慣行と見るのは困難である。古記は他にも今行状（神祇令神戸条）や今時人（戸令聴養条）のように、今行事に類する多様な語を用いている。少なくとも古記においては、これらの用語に明確な使い分けがなされていたかどうか、疑問である。

また、公式令詔書式条跡記では、  
今行事。詔書副<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>下者。依<sub>二</sub>古令<sub>一</sub>不改。

とあるのに対し、公式令勅旨式条令釈では、  
時行事録送。此前令録署名。仍因循耳。

とある。令釈と跡記では、令釈の方が先に成立している。にもか

かわらず、令釈では前令<sub>二</sub>大宝令の規定を「時行事」と称し、跡記は「今行事」と称しているのである。時間的継続性による差異という宮城説は、この点からも疑わしい。

さらに、賦役令調皆随近条「具注国郡里戸主姓名」の項では、

穴云。三四里人。共合成。各注<sub>二</sub>姓名。奥及外須<sub>二</sub>並注。即可

依<sub>二</sub>文。国郡司不<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>姓名。但今行事別也。問。戸主若有<sub>二</sub>

官位<sub>一</sub>者何注。答。依<sub>二</sub>文。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>注也。両頭者。今注<sub>二</sub>外端<sub>一</sub>。

不<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>奥端<sub>一</sub>者。此違<sub>レ</sub>令歟。答。可<sub>二</sub>然言。但注<sub>二</sub>年号<sub>一</sub>以足

為<sub>レ</sub>驗。故時行事。不<sub>レ</sub>旁<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>奥端国郡里戸主姓名<sub>一</sub>耳。

とあり、今行事と時行事が同一箇所に並び存している。この穴記によると、今行事では令に定めのない国郡司の姓名を注し、時行事では令所定の国郡里戸主姓名を記すのは外端のみで、もう片方の端である奥端には注さないというのである。もし時行事のほうが「時間的継続性がある」のであれば、まず奥端に国郡里戸主姓名を注さないという方式が行われるようになり、そのあとに国郡司の姓名を注するという方式が行われるようになったということになる。では実際はどうだったのだろうか。

(首端)     国    郡     細布志端<sub>長四丈</sub>   尺 <sub>專当国司</sub>

大校正六    天平勝宝     月

(尾端) 朝夷郡満禄郷戸主    部広   調細布志端<sub>長四丈</sub>   尺 <sub>天平勝</sub>

宝八歳十一月

右は天平勝宝年間、調布に記された銘文である。国名が見えず、若干略されてはいるものの、この例では奥端（＝尾端）に戸主の姓名が記されている、すなわち時行事の方式が行われていないのに対し、国郡司の姓名は注されており、今行事の方式が行われていることが分かる。国郡司の姓名の有無と奥端の注の有無は、ある時期を境にはつきりと方式が変化するというものではないが、上記のような一例をもつてすれば、今行事に比べて時行事の方が慣行としての時間的継続性があるとは考えにくいと言えよう。

また、喪葬令三位以上条は、令に規定された特定の者以外は墓を営むことができないとする規定であるが、それについて古記に以下のような解釈がある。

古記云。以外不合。謂諸王諸臣四位以下。皆不得營墓。今行事濫作耳。

これは明らかに令に反するにもかかわらず、今行事と表記されている。中田説によれば、このような事例は今時と表記されるべきものだが、古記はそのような区別はしていない。

以上により、今行事と時行事の使い分けとして各令私記間で用する尺度のようなものがあるわけではないのは勿論のこと、一の令私記中にあつても、截然と語句の使い分けがなされていたか

どうかは極めて怪しいというべきである。

一方、「今行事」は、「令集解」撰者（もしくはそれより後世の者）によって随所にさしはさまれたものだという説が奥村郁三氏によって出されている。<sup>⑦</sup> 同氏は、今行事が各令私記により直接筆用されているものだという通説を否定し、集解撰定当時、もしくはそれ以後に、統一的に書き加えられたものだとおられるのである。

しかし、この説には従いたいように思う。氏は、令私記各説が文体や解釈の方針などの点でそれぞれ異なっていると見受けられるにもかかわらず、「今行事」という用語ないしは表現だけが古記以来、各時期を通じて共通して用いられていると考えることは難しいから、今行事は各令私記からは独立したものであるとされる。しかし、「今行事」には以上見てきたとおり、今行事、時行事、於今など多様な表記があり、そういう意味では、「各時期を通じて共通して用いられた用語ないしは表現」などではないのである（もつとも、「今行事」という語句が（多少表記を異にしながらも）用いられ続けているという点については、後述のとおり、注意すべきであると思う）。

また『令集解』には、同一内容の「今行事」が、同一の条文の同一の項の解釈に重複して現れることが間々ある。<sup>⑧</sup> このような重

複が頻出するということは、これらの「今行事」が『令集解』撰者（もしくは後世の者）によってさしはさまれたものだとする奥村説に矛盾する。やはり「今行事」は各令私記成立当時、その作者によってそれぞれ直接に挙用されたもの、もしくはその作者が引用する別の説の中で、当該説の成立当時に挙用されたものと考えるのが妥当であろう。

「今行事」は、特に使い分けもない多様な表記で、各法家により直接挙用されていたのである。

## 2 「今行事」と法的根拠

「今行事」は当時の官司内の慣行を指すと言われるが、その「慣行」が具体的にいかなるものを指すかについては諸説一致を見ていない。

滝川政次郎氏は、養老律令施行下、大宝律令の規定が官庁内の慣行として残っており、それを時行事というのであるとされた。<sup>⑥</sup> たしかに、「今行事」に大宝令の規定によるものが存するのは確かであるが、勿論すべての「今行事」がそうである訳ではない。<sup>⑦</sup> 中田薫氏は、集解諸家の用語例では「今行事」も「例」と同じく令意に背く官司内当時の慣行であるが、その内容はやはり「例」と同じく格によってのみ変更し得べき、職制、選叙、租法に関する

事項に他ならず、官司内部で恣いままに定められた慣例ではないとして、「今行事」は法的な根拠をもつものであるとされている。<sup>⑧</sup> 一方、岩橋小彌太氏は、令の修正も格の改訂もなくとも、令の施行の姿はたえず動揺しているものであり、令意に反して施行されるようにもなる、これを「今行事」というのだとしておられる。<sup>⑨</sup> また、宮城栄昌氏は、「今行事」を格式の成立過程に位置づけるとともに、「今行事」は当時の慣習法であり、社会の現実的要求から発している点で式の性質を帯びるものだったが、しかしそれが式となるには改めて成文化する必要があったとされている。<sup>⑩</sup> 中田氏の説と岩橋氏の説は、「今行事」が法的な根拠をもつものか否かという点で真つ向から対立している。また、宮城氏の説は、「今行事」に一定の法的効力は認めているものの、成文法に對するところの慣習法との位置付けである。

しかし、「今行事」と表記されるものの中に、法令に根拠をもつどころか、明らかな違法行為までも含まれること前述のとおりである。

また以下のような例も見られる。即ち、考課令衛府最条「部統有方」の項では、

然今行事、或量<sub>二</sub>状降。或依<sub>一</sub>十分降。无<sub>二</sub>定例<sub>一</sub>也。

とあり、禄令初任官条でも、「不定」とされる時行事があり、ま

た「不知」とされる今行事もあった。<sup>⑤</sup>これは令文解釈上、説の分かれるところがあり、実際に官司で行われている方式も一定していなかったり、そもそも実例が存しなかったということであろう。このような「今行事」が存するということ自体、これらが法的な根拠をもつものばかりではないということの証に他ならない。以上のように、「今行事」には明らかに法的な根拠をもたないものが存する。しかし、全ての「今行事」の内容が成文法の埒外にあったかというとも言いえない。

「今行事」の中には、格に対応するものもある。たとえば田令官戸奴婢条の古記に以下のような記事が見える。

問。家人奴婢六年以上。同良人給不。答。与良人同。皆六年以上給之。但今行事。賤十二年以上給之。

本来なら、家人や奴婢は六才以上になれば口分田を班給されるが、この今行事では十二才以上に班給とされている。この規定は格によって正式に変更されたものである。<sup>⑥</sup>

また、選叙令国博士条では、国博士と医師は当国内で取り用いるべき旨定められているが、「若无者。得於傍国通取」とされ、その項には以下のような解釈が見える。

釈云。傍国非当国者。皆为傍国。若傍国无者。取京人充。式部例。從朝廷補任者。考限叙法皆同内分番也。古

記云。傍国謂非当国者。皆为傍国。若傍国无者。取京人充也。問。長門国得於津国取不。答。得。但今行事。從朝廷補任耳。

この今行事に対応する格も実際に出ている。この格は国博士についてのみ規定したのだが、おそらく医師についても当国及び傍国にふさわしい者無ければ朝廷から補任するとした格が、この国博士の制よりもさほど隔たらない時期に出たのであろう。

さらに、職員令内膳司条「典膳六人。掌造供御膳」の項の解釈は次のとおりである。

穴云。非自就手造也。率膳部令領造耳。引大膳職々掌為證耳。時行事。以高橋阿曇之名負人任者名奉膳。以他人任者為正也。

当該時行事の内容は勅により正式に定められたものであり、<sup>⑦</sup>「延喜式」にも収められた。

「今行事」は「実際に行われていること」であるがために、必然的に格や式、諸司例などに対応する内容のものが多し。そのため「今行事」は、一見、格式の先蹤や慣習法として位置づけることができるように見える。しかし、明らかに法に反する「今行事」もあり、法家がそれぞれ「今行事」を挙用する時には、それがいかなる法的な効力を有しているかなどは関心の外にあるとみ

るべきである。

### 3 令解釈の手法としての今行事

「今行事」は様々な表記で現れるが、表記が違ってもその実質に差違はないようである。なかには後世の格式に対応する「今行事」もあるが、令私記が「今行事」を挙げて論を展開するとき、「今行事」そのものの法的効力は云々されていない。「今行事」を形式面から定義すれば、「実際の律令運用のあり方として法家が記したもの」とでもするしかない。

しかし、古記から穴記、成立年代に約百年もの幅がある各令私記間において、連綿と「今行事」が（多少表記を異にしながらも）用いられ続けているという点は注目してよい。「今行事」が、各令私記の作者によって、何らかの共通の認識のもと用いられていたのは確かであり、それは当時の法家から法家へと受け継がれていた。それでいてその表記は一定しておらず、その内容も多岐にわたる。要するに、「今行事」は、法家によって用いられた令解釈の一手法なのである。古記は今行事を、穴記は時行事を好むというような表記上の偏りは、法家間の教授の系譜の違いによるものと考えられる。

令解釈の手法の代表格に「挙軽明重」がある。たとえば公式令

外官赴任条「子弟年廿一以上」の項の義解では、

謂。子孫弟姪也。不<sub>レ</sub>称<sub>二</sub>父祖伯叔之類者。挙軽明重之義也とある。外官が赴任するときに連れて行けない者として、令文は「子弟年廿一以上」としているが、その「子弟」とは子や孫など後輩の者をいう。父祖伯叔などについては規定していないが、子や孫を連れて行けないというのは最低限を記したのだから、父祖伯叔などは当然連れて行けない、とする勿論解釈ともいえるべき手法である。

この手法の場合も、表記としては「挙軽明重」、「挙軽知重」、「挙軽包重」、「挙賤包貴」などのバリエーションがあり、またこの手法を用いる令私記も、義解（四例）、古記（四例）、令釈（六例）、穴記（五例）など様々である。

この「挙軽明重」に比べ、「今行事」は多少素朴な印象を受けはするが、共に解釈の手法として法家の間で受け継がれたものであると考える。

律令解釈の傍論として、律令施行のあり方を記す例は、古記から義解まで共通して見られる。しかしそれは令意に即すれば「こ<sub>う</sub>あるべき」という観念的なものである可能性もあるし、<sup>④</sup>また格などで定められた方式をそのまま引載しているだけということも考えられ、実際にそのように運用されていたか、少なくとも義解

や令私記の文面を見ているだけでは分からないものが多い。そうした中、実際に行われていたもの（として令私記作者が記したものの）であることが担保されているのがこの「今行事」という法解釈の手法なのである。

- ① 「行事」は多義の語であって、大まかに分類すると、①具体的な手続きや職務遂行の方式、②各官司など、世で実際に行われている方式、③職掌、④官人等の勤務実績、といった用例がある。このうち②に属するものは今行事に類するものと考えられる。
- ② 「今行事」の中には今時行事というものもあり、「今」と「時」が容易に結びつくものだったことが察せられる。また、時代は下るが、「日本三代実録」元慶七年（八八三）十一月五日戊申条の勅には「望請。顕功当時。遺例後代」との記事が見える。ここでの「当時」は「後代」に対する語であり、「当時」が「今」を表す例となる。
- ③ 宮城栄昌『延喜式の研究 論述編』（大修館書店、一九五七年、二八二ページ）。
- ④ 中田薫『古法雑観』（『法制史論集』第四巻、岩波書店、一九六四年初出『法制史研究』一、一九五一年）。
- ⑤ 今行事及び時行事を、四大注釈書ことに集計すると次の表のとおりとなる。

	古記	令釈	跡記	穴記
今行事	四四例	七例	六例	八例
時行事	一例	四例	二例	二二例

- ⑥ 『正倉院宝物銘文集成』第三編 調府関係銘文三五号。
- ⑦ 奥村郁三『令集解における「今行事」について』（『関西大学法学論

集』二二—四、五、六合併号、一九七三年）。

- ⑧ 田令班田条「申太政官」の項、田令置官田条「謂中々戸以上戸」の項、考課令内外官条「並集対読」の項。
- ⑨ 滝川政次郎『律令の研究』（刀江書院、一九三二年、一五四ページ）。
- ⑩ 職員令左京職条「器械」の項、公式令詔書式条「訖施行」の項など。
- ⑪ 中田薫前掲論文。
- ⑫ 岩橋小彌太『律令叢説』（吉川弘文館、一九七二年、一七七ページ）。
- ⑬ 宮城栄昌前掲書、二八一—二八二ページ。
- ⑭ 禄令初任官条。
- ⑮ 喪葬令官人征征条「皆給殯斂調度」の項。
- ⑯ 『続日本紀』養老七年（七三三）十一月癸亥条。
- ⑰ 『続日本紀』大宝三年（七〇三）三月丁丑条。
- ⑱ 『続日本紀』神護景雲二年（七六八）二月癸巳条。
- ⑲ 『延喜式』式部上内膳司条。
- ⑳ 跡記には「拳軽明重」等を用いた例が見えない。偶然か、それとも学派を異にしたか。
- ㉑ 宮城栄昌前掲書、二八六ページ「義解は令意の正当な解釈を堅持する立場であるから、その解釈が現行の慣例とは異なる場合があることも考慮すべきである。」

## 第二章 令私記における「今行事」の挙用態度

「今行事」は令解釈の手法として用いられていたものであり、各法家の間には「今行事」を挙用するにあたって、一定の共通する認識はあったものと見られる。しかし、「今行事」を各令私記こ



とに見ていくと、その挙用の仕方には各令私記間で差違がある。以下、主な令私記ごとにその挙用の態度を論じ、その差異の意義を明らかにしたい。

## 1 古記

### (1) 古記における「今行事」

古記は大宝令の注釈書であることがはっきりしている唯一の令私記である。その成立年代は多くの先行研究により上限下限がかなり縮められてきたが、<sup>①</sup>近年では、天平十年（七三八）ごろの成立とする説に落ち着いている。<sup>②</sup>

古記には今行事が四四例も見えるのに対し、時行事は一例しか見えない（禄令初任官条）。しかもこの時行事は、「一云」と古記が別解釈を挙げているところであらわれるので、あるいは古記作者が別書の文句をそのまま忠実に引用したのかという疑いがある。また、今行状（神祇令神戸条）、時人（選叙令遷代条）、今時人（戸令聴養条）といった語句が見えるが、いずれも一例ずつである。古記では今行事という表記が最も好まれた。

古記の解釈の態度は、たいへん日本的な解釈をすとされ、<sup>③</sup>また実際的ともいわれる。そして、古記において「今行事」が頻出するのはその著作態度のあらわれとされているところである。実

際、「今行事」を含む解釈を見ていくと、古記が令の字句の解釈に止まらず、その実情を記す解釈の手法を特に重んじていた<sup>④</sup>ということが見てとれる。

こうした古記の態度は、令釈と比較する時、一層鮮明である。宮衛令宿衛器械条「凡宿衛器械。若有人称勅索者。主司覆奏。然後付之」には次のような解釈が施されている。

釈云。…（中略）…称勅索者。主司覆奏。賈逵注国語曰。索求也。音所載反。主司。謂判官以上也。古記云。主師覆奏。謂判官以上。今行事。不覆奏。直即付之。

古記によると、令に定める「主司覆奏」（大宝令では「主師覆奏」だったか）は行われていなかったという。こうした現状は、令釈の時代でも変わっていないかと思われるが、令釈は一切それには触れず、『国語』のごとき中国の典籍をもちだして字句解釈に終始している。一方、古記は「主師覆奏。判官以上」と記している。そもそも覆奏が行われていないのだから、その覆奏を担当する「主師」が何を指すか解き明かしたところで、実際の行政運営には何の意味もなさないのであるが、令の字句の解釈をした上で実際の運用を付すという解釈態度を、古記は好んでとるのである。<sup>⑤</sup>

そしてこの態度は、実際の運用が令意に背くものであっても変

わらない<sup>⑥</sup>。むしろ古記はこうした解釈に積極的であり、令意に背くものをこそ挙げておこうとしているかのごとくである。格のよくな法的根拠をもつにしろ、もたないにしろ、令意に沿わない現状は多く存していた。古記はそれを「今行事」として忠実に記したのである。

以上より推せば、古記が「今行事」を挙用する目的は、古記の説く令意と現状とを対比させ、批判的に論じることによつて令意を明らかにすることにあつたと考えられるのである。古記における「今行事」は令意にかなわぬものとして立ちあらわれることが多かった。

(2) 「今行事」と新令

ところで、古記成立当時は、養老令が制定されながらもまだ施行されず、大宝令が現行法としてあつた時代である。そして、古記作者は養老令の条文を参照できる立場にあつたらしく、「新令」「新選」などとして次のとおり養老令の条文を引用することがある。

考課令舍人最条

問。舍人。此分番。若為得<sub>レ</sub>最。答。未<sub>レ</sub>詳<sub>二</sub>其理<sub>一</sub>。此條。新令。除而不<sub>レ</sub>取。仍為<sub>二</sub>不用<sub>一</sub>。

戸令応分条

問。女子无<sub>二</sub>分法<sub>一</sub>。若為。答。大例。女子既從<sub>レ</sub>夫去。出嫁之日。裝束不<sub>レ</sub>輕。又棄妻條。皆還<sub>二</sub>所<sub>一</sub>。齋見在財之時。即是与<sub>二</sub>父母<sub>一</sub>財也。所以更不<sub>二</sub>分論<sub>一</sub>。然則未<sub>二</sub>出嫁<sub>一</sub>。在<sub>二</sub>室女<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>无<sub>レ</sub>分<sub>一</sub>。宜依<sub>二</sub>新選<sub>一</sub>。与<sub>二</sub>男子之半<sub>一</sub>。以充<sub>二</sub>嫁裝<sub>一</sub>。出嫁還来。更不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>分也<sub>一</sub>。

舍人最条は、古記が「不用」とするとおり、養老令において除かれた条文である。また、戸令応分条では、大宝令では認められなかった女子の相続権が養老令で認められており、古記はこの養老令の規定を肯定する解釈をしている。この応分条の改定の影響を受けたものと見られる今行事が田令功田条「下功伝子」の項に見える。

謂。男女同。积云。称<sub>レ</sub>子者。男女同。：(中略)：：穴云。称<sub>レ</sub>子。男女同。：(中略)

：朱云。：(中略)：称<sub>レ</sub>子者。男女養子並同者。明。古記云。下功伝<sub>レ</sub>子。謂<sub>二</sub>女子不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>子之例<sub>一</sub>也。今行事。女子亦伝。

ここでは女子の功田相続権について、肯定する説と否定する説とが挙げられている。そして、諸令私記が肯定する立場をとり、古記が挙げる今行事もまたこれが肯定されている現状を記しているのに対し、古記本文だけは否定している。

古記は考課令舎人最条など大宝令の条文の不整合と見られる点<sup>⑧</sup>については不整合を認めた解釈を付しているし、戸令応分条のような制度改正ですら、新選に依るとして許容している。にもかかわらず、ここから派生したと思われる田令功田条においては独り否定の立場をとっている。古記にしてみれば、応分条の女子相続は財産相続に過ぎず、功田相続とは自ずから異なるという解釈でもあったのだろうか。そこには、現状とは関係なく、令意そのものを追求する姿勢、機械的な解釈のあり方が現れている。

古記は、養老令で条文が改定されていても、これに沿った解釈は行わず、大宝令の条文に沿って解釈するのが通常である。しかし、このように稀にはあるが、養老令の条文に沿った解釈を付している点は注目される。宮部香織氏は古記が養老令を挙げ理由について、大宝令の条文を解釈によつて運用しやすくするよりも、未施行の養老令を引用して説明する方が妥当であろうと古記が判断したためではないかとしておられる<sup>⑨</sup>。しかし古記が養老令を引用して解釈するのは稀であるから、この点、検討を要する。

古記は条文の不整合は正すべきものと考えていた。そういった令の改定については肯定的であり、解釈においても養老令を引用し、翻つて大宝令の規定の不備を指摘することがある。しかし、大宝令と養老令の間に、制度そのものの変更をせまる差異があつ

た場合、これに沿って解釈を施すことには消極的である。養老令の規定に沿った解釈をする例が皆無ではないにもかかわらず非常に稀であるという点からこれが推測できる。

つまり古記としては、令意を損なう解釈を生みかねない条文の不整合については改定すべしとしているが、それはあくまでも条文、字面の問題であつて、令そのものは固定したものと考えていたようである。この態度が当時の法家全体についていえる態度であつたとすれば、養老令の改定がほとんど字句修正にとどまつたのはむしろ当然といえる。そしてその後、新たな令の全面改定がなかつた理由もここから推測できるように思うが、これについては後述する。

古記が成立した時代前後には、令の細則の治定を主要任務とする「令師」の存在が指摘されており、この時代は式の先蹤たる「例」が生まれた時代とも近接している<sup>⑩</sup>。こうした時代の法家の一人である古記作者の令に対する態度は注意すべきである。

## 2 令 釈

令釈は養老令のまとまつた注釈書としては最古のもので、延暦六年（七八七）から延暦十年（七九一）の間に成立したとされている<sup>⑪</sup>。令釈は令の注釈書として、当時権威ある書物であつた。ま

たその解釈の特徴としては、字句解釈に当たって、中国の典籍をさかんに引用することが挙げられている。

令釈には、今行事は七例、時行事は四例見える。この今行事七例中三例<sup>⑤</sup>、約半分の今行事は、古記に見える今行事と同内容である。古記の時代から令釈の時代に至るまで、そのような「今行事」が実際に行われていたために、このような重複が起きたのだともとれる。しかし、その一方で、令釈は古記の記す「今行事」を意識していたために、その今行事が実際に世で行われているか否かを考慮することなく単純に継承して記したのではないかという疑いも存するのである。

だが、禄令食封条の位封・位禄を定めた項について古記が、  
但今行事位禄以三十月給々。

と説くのに対し、令釈は、

位禄者。式部例。十一月給々。

としている。ここに出てくる「式部例」がいわゆる所司例を指すものか、単なる式部省の慣例を指すものかは判然としないが、ここで古記の記す「今行事」が十月に位禄支給としているのに対し、令釈の式部例は十一月支給とする。令釈は、古記の今行事と現状とが一致しなくなっている場合、それを単純に継承したりはしてはならないものと考えられる。

もともと、「今行事」は令解釈の一手法であるがゆえに、令解釈の当時には実際に行われていないものでも、その解釈を施した法家の認識如何では、他の令私記から「今行事」として単純に承継される可能性がないではない。このことは「今行事」を含む史料を用いる際には留意すべき点であると思う。

時行事の方に目を移すと、その4例中2例<sup>⑥</sup>は、養老令で改訂された大宝令の規定が依然残っている現状を説いたものである。大宝令施行下に成立した古記には、当然このような類例は無い。令釈において初出である。

令釈に見える「今行事」は、先の古記に比べて遙かに少ない。令釈の作者の属した学派の流れが、あまり「今行事」を用いなかったということもあるかもしれないが、古記が令意に反するものとして「今行事」を克明に記していたのに対し、令釈においてはそうした意識はかなり薄れているということができよう。

### 3 跡記

跡記は延暦十年（七九一）から延暦十二年（七九三）の間、令釈よりはあとだが、さして年代の隔たらない時期に成立したとされる。その解釈の態度としては、簡潔で、かつ即物的であるといわれている<sup>⑦</sup>。

跡記には今行事が六例、時行事が二例見られる。今行事のうち二例は、令釈と同内容のものである。養老令で改訂された大宝令の規定が残っているもの、いわゆる古令因循の今行事も見える（公式令詔書式条）。

次に時行事は二例<sup>⑩</sup>としたが、こちらはそもそも跡記の文であるのか判然としないところがある。戸令造戸籍条では以下のような解釈が施されている。

穴云。問。称<sub>レ</sub>籍年者。始年歟。為<sub>レ</sub>当終年歟。答。今説。始年是。跡云。同<sub>レ</sub>之。時行事亦如<sub>レ</sub>之。但穴云。…（後略）

この時行事が跡記かどうか疑わしいというのは、その引用関係が判然としないということからだけではない。古記や令釈は「今行事」などと記したあとにはその具体的内容を続けて記していた。そして跡記の今行事六例も同様である。しかしこの時行事は、まず最初に問答があつて、その答の補強とばかりに、「時行事も亦た此のごとし」と続く。跡記の時行事かと思われるもう一例もこのとおりである。このような時行事の挙げ方は、後述のとおり、令解釈の態度として重要な意味を持っていると思うが、そのような態度が跡記にも見られるのかどうか、断定しがたい。

跡記が挙げる「今行事」は類例が少ない。跡記は、令釈と同じ

く、「今行事」を挙げようとする意識は強くなかったと言えよう。ここではそれを指摘するにとどめておきたい。

#### 4 穴 記

穴記の成立年代については諸説あるが、早くても延暦末年以降、弘仁よりも降る可能性が高いとされており、令釈や跡記よりも新しい。その解釈の態度としては、説明が微に入り細をうがち、冗長・瑣末な論を展開することが多いとされている<sup>⑪</sup>。

穴記には、令釈や跡記とはうって変わって大量の「今行事」があらわれる。今行事は八例、時行事は二例、他にも頃年行事や臨時行事など、他の令私記には見られない特殊な例もある。このように大量の「今行事」が見られるのは、古記以来無かったことである。しかし果たして、穴記の解釈態度が古記のそれへと立ち戻つたと言えるであろうか。個々の例を検討する必要がある。

穴記にみえる「今行事」を通観するに、今行事、時行事などと記したあと、その具体的内容を明記しない場合がすくぶる多い。今行事では二例<sup>⑫</sup>、時行事では一〇例<sup>⑬</sup>にもほれる。例を拾うと次のとおりである。

職員令大膳職条「率膳部以供其事」の項

穴云。今私案。食薦等者。可<sub>レ</sub>云<sub>二</sub>此司職掌<sub>一</sub>。時行事亦如<sub>レ</sub>之。

賦役令調皆隨近条「具注国郡里戸主姓名」の項

穴云。三四里人。共合成。各注姓名。奥及外須並注。即可依文。国郡司不注姓名。但今行事別也。

解釈と「今行事」が一致する時は「亦た此くのごとし」とされ、一致しない時は「別なり」などとされる。「別なり」とされる時に、右の例のように、その具体的な内容を記さないこともある<sup>⑤</sup>。

当時は自明であったのだろうか。そして「亦た此くのごとし」とする場合は、自説の補強として「今行事」を挙げているようである。「この令文はこのように解すべきである。令の実際の運用も、そのようになされているではないか」という論法である。

また、公式令国司使人条「十条以上。限一日申了」の項では以下のような例がみえる。

檢時行事。朝集使公文。大帳公文者。一度四十卷以上許進送。尚放此條限三百了哉。

ここでの時行事は「檢」せられる対象である。現状をそのまま受けとめて、「現状はこうなっているけれど、これでは令の規定どおりの運用は困難なのではないか」と言っているだけであり、令の解釈と現状との対比という古記のごとき構図は見られない。穴記全体を見ても、「今行事」を真つ向から否定する例は無い。否定するときは、穴記の場合、好んで時人という用語を使う<sup>⑥</sup>。

つまり穴記は、自説に幅をもたせたり、論旨を補強したりするために「今行事」を挙用しているものと見られるのである。これは古記が、「今行事」を令意と対比させて批判的に論じていたのとは対照的である。

##### 5 「今行事」の挙用態度の変化とその背景

古記における「今行事」は、令意にかなわぬものという性格が色濃い。しかし、時代が降れば、古記において令意にかなわぬとされた「今行事」も、解釈において肯定されるようになることがあった。

たとえば古記は、選叙令任官条「余官奏任」の項で、軍防令五位子孫条によれば内舍人は式部選充とするのが正しいが、今行事では奏任だとしている。しかし穴記は、解釈として内舍人は奏任であると記している。

また、戸令造戸籍条「所須紙筆等調度」の項で、造籍書生の食料について、古記は、

問。造籍書生等食料。若為処分。答。此皆合出。但今行事官給耳。

としている。造籍書生の食料は、本来、当該造籍にかかる戸が出すべきところ、今行事では官給だというのである。一方、義解は

以下のとおりである。

謂。墨軸帙帶之類。即食料者。用<sub>二</sub>官物給<sub>一</sub>。

古記の解釈では令意に反するものとして記されていた今行事が、ここでは官撰注釈書である『令義解』において肯定されているのである。

自らの説く「令意」を前面に押し出し、これを実際の運用と比較して批判的に論を展開するという古記の解釈態度は、こうして他の解釈と合わせ見るとき、一層鮮明である。

では、各令私記における「今行事」の挙用態度の差違は何故生じたのであろうか。

古記の成立は天平十年（七三八）頃。神亀五年（七二八）に律学博士（のちの明法博士）が新設され、天平二年（七三〇）には大学寮に明法科が置かれた。令師が活躍したのもこの時期である。神亀年間頃からは「例」が統々と編纂された。しかし、この「例」は虎尾俊哉氏が（あくまでも憶測としながらも）想定しておられるところによれば、「何れ本格的な式が編纂されるまでの過渡的な代用物」であって、執務の便宜のために生まれたという性質が強く、拠るべき法典としてはまだ令に帰らざるを得ない状況だった。しかもこの令を担う人材はまだ育成段階であり、令の知識は一部専門家に偏っていた。おそらくは大宝律令撰定にも深

く関わったであろうと推測される法家が古記を著したのは、このような状況下だった。そこでその解釈は、律令に馴染まない者に對する配慮から、自ずと日本的になり、また拠るべきものが令だけであるので、令そのものに依拠して現状には赴かない機械的解釈となったと考えられる。

一方、穴記は延暦末年以降に成立した。延暦二十二年（八〇三）には弘仁格式の編纂が始まり、弘仁十一年（八二〇）に成立した。律令に反する規定や律令に明文の無い方式が編纂され、法として確立していった時代と言える。穴記が令本体を離れて「今行事」を解釈の根拠として用いる態度も、こうした流れから見れば理解できる。穴記の時代、令の解釈はひとり令そのものに見て行うものではなく、格式等との関連で有機的に論ずべきものだったのである。法体系は古記の時代に比べ、遙かに高度になっていた。

こうして高度化していった令の解釈はしかし、必然的に諸説を生むことになった。そこで天長十年（八三三）には「令義解」が成立、承和元年（八三四）に施行された。『令義解』は承和元年十二月に詔により「畫一之訓」として発布されている。令の解釈の公定である。令を用いる者は、わざわざ令文に帰って一から解釈しなくても、既にある解釈に拠って運用すればよくなったので

ある。

前述のとおり、古記は、「令意を損なう解釈を生みかねない条文の不整合」をただすための令改定には肯定的であったが、令の解釈が公定されてしまえば、このような令改定も最早必要なくなったということになる。格式編纂成った今は、制度改正も格に全面的に譲ればよい。新たに律令が全面改定される理由は、ここに完全に失われた。

古記の時代、「今行事」は令意を明らかにするための対比に利用された。降つて穴記の時代、「今行事」は解釈に幅を持たせたり、論旨を補強するために使われた。その役割は対照的だが、しかしどちらでも令の解釈を佐ける一手法であったということは変わらない。よつて、公定の令解釈が生まれることにより、「今行事」もその役割を終えた。『令義解』には、「今行事」は一切現れない。

- ① 中田薫「養老令の施行期に就て」（『法制史論集』第一巻、一九二六年）、坂本太郎「列聖漢風諡号の撰進について」（『史学雑誌』四三―七、一九三二年）、青木和夫「古記の成立年代について」（『史学雑誌』六三―一、一九五四年）、岸俊男「班田図と条里制」（『日本古代籍帳の研究』、一九七三年）。
- ② 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（『日本思想体系「律令」、岩波書店、一九七六年）。なお、各令私記の研究史については、川島晃「『令集解』研究史一覽——令私記の成立をめぐる——」（『日

本古代・中世史 研究と資料」四、一九八九年）参照。

- ③ たとえば、喪葬令服紀条では、「君」の注として、「俗云須元良美已止也」と記している。他にも同条で、「父母」には「俗云知々於毛也」、「夫」には「俗云乎比人也」と解釈を施しているのをはじめ、親族の呼称を逐一「俗云」として説いているが、この「俗云」は単に世俗での呼び方、といった意味ではない。「俗」とは「くにぶり」、即ち日本でのあり方を指す言葉である。喪葬令親王一品条古記では「此間俗」として見える。「此間」という用語そのものにも「日本の」という意味があることは、厩牧令關遺物条令釈から伺える。
- ④ 職員令左馬寮条「配給穀草」の項、賦役令水旱条「若桑麻損尽」の項
- ⑤ その他の例として、儀制令版位条「並漆字」がある。ここでも古記はひとり実際の運用を記している。
- ⑥ 賦役令水旱条「若桑麻損尽」の項。
- ⑦ 例として、考課令官人景迹条「功過並附」の項。
- ⑧ 宮部香織「大宝令注釈書「古記」について——研究史の整理と問題点——」（『國學院大學日本文化研究所紀要』九〇、二〇〇二年）。
- ⑨ 虎尾俊哉「例」の研究——八十一例、諸司例、彈例——（『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年 初出『日本古代史論集』下、一九六二年）。
- ⑩ もっとも、古記作者独りの態度をもって、養老令制定と施行の狭間にある法家の態度全体を推すことは危険ではある。しかし、古記が成立後百年の時を経てなお『令集解』に収録されたほどの（しかも『令集解』撰者は義解、令釈の次に古記を配置するのが通常であり、その重視の程が見て取れる）権威をもっていたことを思うとき、看過できないものと考ええる。
- ⑪ 井上光貞前掲論文。



⑫ 亀田隆之「令釈説の成立について」(『日本歴史』五四号、一九五二年)、齋弘道「令釈の成立年代について」(『史学雑誌』六三・一七、一九五四年)、井上辰雄「跡記及び穴記の成立年代」(『続日本紀研究』一三二号、一九六四年)。

⑬ 田令置官田条、選叙令授位条、考課令内外官条。

⑭ 岩橋小彌太氏はこれを「式部省の慣例といふことだと思はれる」としておられる。(同「例」(『神道学』五〇、一九六六年)。

⑮ 職員令左京職条、公式令勅旨式条。

⑯ 註⑫井上辰雄論文、押部佳周「跡記と穴記」(『神戸学院大紀要』一—、一九七〇年)。

⑰ 井上光貞前掲論文。

⑱ 田令班田条、考課令内外官条。

⑲ 職員令中宮職条、戸令造戸籍条。

⑳ 井上光貞前掲論文。

㉑ 井上光貞前掲論文。

㉒ 田令班田条、賦役令調皆隨近条。

㉓ 職員令民部省条、職員令大膳職条、後宮職員令蔵司条、田令口分条、賦役令水旱条、選叙令本主亡条、儀制令文武官条、公式令便奏式条、

公式令計会式条、公式令授位任官条、

⑳ その他の例として、田令班田条。

㉑ 選叙令選代条、公式令過所式条。

㉒ 虎尾俊哉前掲論文。

## おわりに

従来、「今行事」は「当時の官司内の慣行」などとされてきた。

しかし「今行事」が指し示す内容は雑多で、これを一義に括することはできない。「今行事」はむしろ、「令解釈において参考にするべき実際の律令運用のあり方として法家が記したものである」とあり、令の解釈を佐ける一手法であったものと考えられる。

そしてそれが解釈の手法であるがために、その挙用態度には、解釈する者の法体系に対する意識が自ずと反映される。すなわち、古記成立の頃は、律令、格式、解釈の三者の体系がまだまだはっきりしていない段階であり、律令の改定ということについても、古記はどこか揺れた態度をとっている。この法体系が徐々に確立してゆき、令の解釈が公定されるに至って、令の解釈にテクニク

|| 手法は不要となり、「今行事」も姿を消すことになる。

『令集解』に収録された令私記の成立年代には約百年もの幅があり、そうした異なる時代に活動した法家による、大宝または養老令の条文というほぼ同一の対象についての解釈が『令集解』には見えている。そこには、令私記の性格や個々の法の改変・施行の影響にとどまらない、法体系の変化、それに対する法家の認識の差違が浮き彫りになっているものと考えられるのである。

本稿は「今行事」という、各令私記に現れるひとつの語句に拠って、この認識の差違を論じたものである。大宝令から養老令へという令の改定についても少し論じたが、こちらは「今行事」と

直接係わる部分に限って一端を述べたに過ぎない。『令集解』全体から見ればいかなる史的な流れが見て取れるか、また法家の法体系に対する認識が、どこまで母法唐令の影響を受けたものであるのか、日本固有の問題はどこからか、といった点については、今後の課題として、ひとまず本稿を閉じたいと思う。

【付記】 成稿後、「今行事」と各私記の解釈上の姿勢との関連について提言する水本浩典氏の論考（『令集解』のデータベース化について）（『律令註釈書の系統的研究』（塙書房、一九九一年）三七五ページ）に触れた。あわせて参照されたい。

1944 and the Southern Development Bank Note continued to be issued. The Ba Maw administration opposed this on the grounds of currency autonomy. Japan compromised with Burma and agreed to cease the issuance of the Southern Development Bank Notes and to fund the military budget by borrowing the Burma National Note with interest. Furthermore, Japan agreed to notify in advance the requisite monthly supply and to deposit Japanese yen as security. Japan no longer had sufficient authority to enforce arbitrary policies in occupied areas. The “counterattack of Asian countries against Japan” that has been indicated by other researchers can be seen to have occurred in Burma as well.

The Ba Maw administration has often been described as trying to enhance the autonomy of Burma. This paper demonstrates that it vehemently opposed Japan and was never a puppet government under Japanese control. However, due to the disruption of transportation in the deteriorating war situation, the new bills of the National Note of 3 billion Kyat that were printed in Japan were never delivered to Burma.

## A Reexamination of the Phrase “*Ima no gyōuji*” in *Ryō no shūge*

by

HONJO Fusako

The aims of this study are first to confirm the meaning of the term “*ima no gyōuji*” in *Ryō no shūge* and clarify the changes in the consciousness of legal scholars as seen in interpretations of the *ritsuryo* codes from the mid-Nara to the early-Heian period.

*Ryō no shūge* is a privately compiled collection of commentarial writing on the administrative code, *ryō*, and contains not only the commentary from official *Ryō no gige* but also juxtaposes it with various commentaries of scholars of the law. The term “*ima no gyōuji*” that is found in the commentaries of the scholars was used as a historical source that indicated the current circumstances and standard practice within the bureaucratic offices of the time. In my view, the use of the term “*ima no gyōuji*” was a method for establishing an argument by legal scholars to interpret the administrative code, and use of the term functioned to supplement and strengthen their own theories.

The commentaries within the *Ryō no shūge* that chiefly used the method of re-

ferring to “*ima no gyōji*” were the *Kōki*, which is from the Nara period, and the *Anaki*, from the early-Heian period. The aim of the *Kōki* in enlisting the term “*ima no gyōji*” was to contrast the current situation with meaning of the law (or codes) as understood by the author. In contrast to this method of arguing critically to clarify the meaning of the law, the aim of the *Anaki* in using this method was to broaden the author’s own exegesis and fortify the gist of his argument. Thus there was a gap between the period of the *Kōki*, immediately after the institution of the *ritsuryō* codes, and the period of the *Anaki* whose explications of the codes were not limited to the *ryō* alone but which were organically linked to the supplementary regulations, *kyaku*, and procedures, *shiki* when treating the *ryō*.